

小規模事業者 設備投資助成金



業務改善！
生産性向上！



募集案内

交付申請書類の受付期間

2020年4月13日(月) から2020年12月25日(金)まで 必着

指定様式等のダウンロード

横浜市 小規模事業者設備投資 🔍

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo-setsubitoshi.html>



◆申請先及びお問合せ先◆

- 横浜市経済局ものづくり支援課(全ての小規模事業者) TEL:045-671-3489 (平日 9:00~17:00)※昼時間(12:00~13:00)を除く
- 横浜市経済局商業振興課(小売業、商店街にある小規模事業者) TEL:045-671-3488 (平日 9:00~17:00)※昼時間(12:00~13:00)を除く
email: ke-shokibo@city.yokohama.jp

横浜市役所は
移転します

~2020年5月15日(金)まで ▶ 〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階(セルテ側)
2020年5月18日(月)~ ▶ 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 31階

◆ご注意ください!◆

期限までにすべての必要書類が提出されない場合は、申請を受付けられません。

1. 目的

この制度は、横浜市内で事業を営む小規模事業者が業務改善や生産性の向上のために行う新たな設備等への投資に対する助成を行うことにより、小規模事業者の成長を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

2. 補助対象者の要件

次の全てを満たしている必要があります。

- (1) 設備等を設置する拠点(本社、支社、工場、研究所(部門)、事業所、店舗等)が横浜市内にあり、小規模事業者であること。
- (2) 設備等の設置によって業務の改善又は生産性の向上が見込まれること。
- (3) 申請年度の2月26日までに設置及び実績報告を行うこと。
- (4) 申請者が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (5) 創業から12月を経過していること。
- (6) 関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (7) 申請年度において本補助金の交付を受けていないこと
- (8) 横浜市暴力団排除条例に基づき、暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと
- (9) その他市長が適当でないと認める者でないこと

3. 補助対象事業

事業所等に附属する設備、機械、装置、備品又はソフトウェア等であつて、2021年2月26日(金)までに契約、取得、実施及び支払いがすべて完了したものが対象です。

【注意】以下の経費は、助成対象外となります。

- ・ 消費税相当額及び地方税及び地方消費税相当額
- ・ 原材料及び消耗品に係る経費
- ・ リース取引におけるリース料
- ・ 既存する設備等の撤去、修理又は改修に係る経費
- ・ サービス・ソフトウェア等の登録・使用料
- ・ 設備の保証費
- ・ ホームページ作成費
- ・ 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいもの
- ・ 助成対象経費の支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- ・ 同一又は一連の投資において本市の他の補助助成制度又は他の公的補助助成制度を利用した事業
- ・ **交付決定前に契約・購入が行われた事業(交付決定後に契約・購入した事業でないと対象外となります)**
- ・ その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認める事業

4. 補助率及び補助限度額

補助対象経費の1/2または2/3※(補助限度額10万円、千円未満切捨て)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比10%以上減少している場合に適用されます。

5. 手続きの流れ

申請書の事前確認 (契約締結する前に)

- ① 交付申請書等を作成し、事前確認します。
設備投資の契約を締結する前に、チェックシート兼誓約書(第3号様式)を確認しながら「交付申請書(第1号様式)」を作成してください。
作成後、メールで次の書類を送付して、事前確認を依頼ください。
担当から修正等の有無について折り返し確認の連絡をします。
 - ・交付申請書(第1号様式)
 - ・見積書等経費の内訳がわかる書類全て**【送付先】**ものづくり支援課:全ての小規模事業者
商業振興課:小売業、商店街にある小規模事業者
メール:ke-shokibo@city.yokohama.jp

申請書の提出 (契約締結する前に)

- ② 交付申請書等を提出します。
事前確認が終わりましたら、必要書類一式を揃えて郵送ください。
郵送後に必ず電話・メール等でご連絡ください。(原則郵送)
【申請開始日】2020年4月13日(月)午前9時
【申請締切日】2020年12月25日(金)午後5時必着
【申請先】ものづくり支援課:全ての小規模事業者
商業振興課:小売業、商店街にある小規模事業者

交付決定通知の受領

- ③ 交付決定の通知を受領します。
書類の審査後、交付または不交付の決定通知を送ります。

契約の締結 (交付決定通知の後)

- ④ 設備投資の契約を締結します。
交付決定日以降に、契約を締結(発注)してください。

実績報告書の提出

- ⑤ 設備投資が完了後、事業を開始します。
- ⑥ 実績報告書類を郵送で提出します。
支払いを完了させ、「実績報告書(第12号様式)」をご作成ください。
作成後、メールで次の書類を送付して、事前確認を依頼ください。
担当から修正等の有無について折り返し確認の連絡をします。
 - ・実績報告書(第12号様式)
 - ・内訳の分かる領収書の写し郵送後に必ず電話・メール等でご連絡ください。(原則郵送)
【提出期限】2021年2月26日(金)午後5時必着

交付額確定通知の受領

- ⑦ 交付額確定通知を受領します。
現地調査により、投資内容を確認させていただく場合があります。

請求書の提出 助成金の受領

- ⑧ 請求書を提出し、助成金を受領します。(横浜市が請求書受領後、30日以内に振り込まれます。)

6. 申請書の提出

申請書は、設備投資の契約(売買契約や工事契約等)を締結する前、かつ申請期間中に提出してください。**契約(発注)は、交付決定通知を受領した後に締結してください。**また、**見積書の徴収を行う前に8. 注意事項の【発注に関する注意事項】【見積書徴収及び支払に関する注意事項】をご確認ください。**

(1)申請期間

2020年4月13日(月)から2020年12月25日(金)午後5時必着

(2)提出方法

設備投資の契約を締結する前に、チェックシート兼誓約書(第3号様式)を確認しながら「交付申請書(第1号様式)」をご作成ください。

作成後、メールで次の書類を送付して、事前確認を依頼ください。

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・見積書等経費の内訳がわかる書類全て

メールアドレス:ke-shokibo@city.yokohama.jp

担当から折り返し確認の連絡をしますので、その後、次の提出書類一式をご郵送ください。
発送後に、電話またはメールでご連絡ください。

(注意事項)

1 申請書は先着順に受け付けます。但し、書類不備の場合は、申請を受け付けません。

法人	個人 事業主	提出書類	チェック
	○	(1) 小規模事業者設備投資助成金交付申請書(第1号様式)	
	○	(2) 役員等氏名一覧表(第2号様式)	
	○	(3) チェックシート兼誓約書(第3号様式)	
○		(4) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	
	○	(4) 創業から12月を経過していることが分かる書類 (個人事業の開業・廃業等届出書の写し等)	
	○	(4) 【個人のみ】代表者の発行から3か月以内の住民票の写し (本籍・続柄・マイナンバーなし)	
○		(5) 前期1年分(法人)、または令和元年度分(個人)の 市町村民税納税証明書の写し	
○		(6) 設置する拠点の概要・住所がわかる書類 (パンフレット又は会社案内、HPの写し等)	
	○	(7) 見積書等経費の内訳がわかる書類全て 【1件の金額が100万円以上の場合は次の書類が追加】 ①2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し ②見積書を徴収した全ての事業者の履歴事項全部証明書 又は個人事業主の住民票の写し	
	※該当者のみ	【1件の金額が100万円以上の場合であり、2者以上の市内事業者から 見積書を徴収できない場合】 (8) 入札又は見積りに係る理由書(第5号様式)	
	※該当者のみ	【新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比 10%以上低下し、助成率2/3への引上げを希望する事業者】 (9) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に関する申出書 (第4号様式)	
	※該当者のみ	(10) その他市長が必要と認める書類	

7. 実績報告書の提出

(1)提出期限

2021年2月26日(金)午後5時必着

(2)提出方法

設備を設置し、支払いが完了後、「実績報告書(第12号様式)」をご作成ください。

作成後、メールで次の書類を送付して、事前確認を依頼ください。

- ・実績報告書(第12号様式)
- ・内訳の分かる領収書の写し

メールアドレス:ke-shokibo@city.yokohama.jp

担当から折り返し確認の連絡をしますので、その後、次の提出書類一式をご郵送ください。

発送後に、電話またはメールでご連絡ください。

(注意事項)

- 1 実績報告書は先着順に受け付けます。但し、書類不備の場合は、申請を受け付けません。
- 2 実績報告書には申請書と同じ印鑑を押印ください。

提出書類	チェック
(1) 小規模事業者設備投資助成金実績報告書(第12号様式)	
(2) 内訳の分かる領収書の写し	
(3) 導入した設備が確認できる写真(完了場所の写真等)	
(4) その他市長が必要と認める書類	

8. 注意事項

【発注に関する注意事項】

1件(1契約)100万円以上の場合は助成対象となる事業費の正当性を確認するため、**市内事業者※2者以上の見積合せ**を行ってください。

※市内事業者とは、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に記載されていない団体をいいます。

市内事業者による入札又は規定の数の見積書を徴収することができない場合は、市外事業者を含めた規定の数の見積書を徴収する必要があります。

規定の数の見積書を市内事業者から徴収できない理由が次項の①～④に該当する場合は、助成対象となる事業費として認められる場合があります。(この場合、指定様式「入札又は見積りに係る理由書」においてその具体的な理由を明らかにし、市長の承認を得る必要があります。助成対象となる事業費として認められない場合もありますので、予めご了承ください。)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 市内事業者で取扱いがない場合② 取扱いのある市内事業者数が見積書規定数に満たない場合③ 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合④ 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合 |
|--|

※ 商習慣上の理由や、継続取引先である事業者という理由だけでは認められません

【見積書徴収及び支払に関する注意事項】

- ① 複数から見積書を徴収するときは、比較がしやすいよう **見積項目は共通**にしてください。
- ② 見積書、領収書等は、**発行元（事業所名・代表者名等）を同一**としてください。
- ③ 助成対象経費と助成対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を徴収してください。
- ④ 見積書に記載の内容について不明な点がある場合は、申請者又は発注先事業者へ問い合わせをすることがあります。
- ⑤ 見積書に虚偽の記載がある場合や、不正と認められる行為が判明した場合は、助成金の交付対象となりません。交付決定後に判明した場合は、交付決定が取り消され、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- ⑥ 補助金等を受けようとするものと役員が重複する事業者及び資本関係がある事業者から徴収した見積書は、助成対象の経費として認められません。
- ⑦ **実績報告書提出時に領収書の添付が必要**です。**購入時は必ず事業者名義の領収書の発行を依頼ください。**

【その他の注意事項】

- (1) 交付申請書の記載内容や事業計画に変更があった場合は、速やかに連絡してください。ただし、対象要件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長による承認が受けられない場合があります。
- (2) 交付申請書に記載された交付申請額を上限として交付予定額を決定しますので、申請後に助成対象となる事業費の増額はできません。
- (3) 補助金の交付を受けて購入した設備は、購入した時より1年以上かつ当該耐用年数を経過するまでその処分を行うことはできません。
- (4) 補助金の交付後に、次のアからオのいずれかに該当するとして交付決定が取り消されたときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ア 補助金の補助対象者の要件に該当しないとき
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - ウ 補助金を交付することが適当でないと思えられる事由が発生したとき
 - エ 補助金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より1年以上かつ当該耐用年数を経過する前に処分したとき。
 - オ その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (5) 申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保管しなければなりません。
- (6) 横浜市は、本補助金の交付を受けた者の名称及びその内容、補助金額を公表する場合があります。
- (7) 横浜市は、補助事業者等に対し、実地調査及びアンケート・ヒアリング調査等を行う場合があります。当該調査・資料の提出等にご協力ください。

9. 用語の定義

(1) 小規模事業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に定める小規模企業者として、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の個人事業主を含む事業者をいう。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する場合は除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う者

イ みなし大企業

ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する小規模事業者をいう。

ア 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している小規模事業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している小規模事業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している小規模事業者

(3) 常時使用する従業員

小規模事業者の事業に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で 3 親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2 カ月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に 4 カ月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

(4) 消耗品

使用可能期間が 1 年未満のもの、又は、法人・個人事業主の会計処理において費用計上（経費処理）するもの（資産計上しないもの）。ただし、「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」を受けて費用計上されたものを除く。

10. その他

手続きに必要な各種様式は、横浜市ホームページから入手することができます。（冊子裏面にご案内があります）

（申請先）
横浜市長

（申請者） 〒
本社所在地：

事業者名称：
代表者役職名：
代表者氏名：

印
（代表者印）

小規模事業者設備投資助成金交付申請書

小規模事業者設備投資助成金交付要綱第7条に基づき、書類を添えて助成金交付の申請をします。

助成金申請額 , 0 0 0 . _

※助成金申請額は、「助成対象経費（消費税抜き）」に2分の1を乗じた金額（1,000円未満を切り捨てます）又は10万円のうちいずれか少ない額となります。

企業概要等

設置場所 （住所） ※□にチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 別の場所（ 横浜市 区 ）	
事業概要	業種 ※下の業種に1つだけ○を付けてください。複数に該当する場合は、主たる事業に○を付けてください	常時使用する従業員数 （役員を除く） ※□にチェックしてください。
	1. 農林、林業 2. 漁業 3. 工業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業（放送業などを除く一部） 8. 運輸、郵便業 9. 金融、保険業 10. 不動産業（駐車場業を除く）	業種が1～10であった場合 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数は20名以下
	11. 情報通信業（放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 12. 卸売業 13. 小売業 14. 不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業） 15. 学術研究、専門・技術サービス業 16. 宿泊業 17. 飲食サービス業 18. 生活関連サービス業、娯楽業 19. 教育、学習支援業 20. 医療、福祉	業種が11～20であった場合 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数は5名以下
商店会名 ※商店会加盟店のみ		
連絡先 （担当者氏名）	（氏名） （電話） （E-Mail）	

（申請先）
横浜市長

（申請者） 千
本社所在地：
事業者名称：
代表者役職名：
代表者氏名：

印
（代表者印）

役員等氏名一覧表

次の役員等氏名一覧表に記載された者が横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表者					

※法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員すべてを記載してください。

（申請者） 〒
 本社所在地：

事業者名称：
 代表者役職名：
 代表者氏名：

印
 （代表者印）

チェックシート兼誓約書

小規模事業者設備投資助成金の申請にあたって、次に掲げる事項を確認しました。

項目		チェック
小規模事業者設備投資助成金交付申請書（第1号様式）について		
1	申請書上部に本社住所、記名、押印があるか（法人の場合は代表者印（丸印）を押印のこと）	<input type="checkbox"/>
2	収支予算計画の「支出の部」は税抜で記載してあるか。	<input type="checkbox"/>
3	収支予算計画の「支出の部」には対象となる設備の本体費のみを記載してあるか。 （撤去・修理・保証等の費用、サービス、ソフトウェア等の登録料・利用料などは対象外）	<input type="checkbox"/>
4	収支予算計画の「支出の部」に記載した税抜金額と見積書等金額が確認できる書類に記載されている金額が一致しているか（見積書等は税込価格のみの記載でも可）。	<input type="checkbox"/>
5	収支予算計画の「収入の部」の助成金の額は1,000円未満を切り捨てているか。	<input type="checkbox"/>
6	収支予算計画の「支出の部」の合計と「収入の部」の合計が一致しているか。	<input type="checkbox"/>
役員等氏名一覧表（第2号様式）について		
7	（法人の場合のみ）法人登記簿謄本に記載されている役員全員分の記載があるか	<input type="checkbox"/>
納税証明書について		
8	直近一年分が納付済（完納）である記載があるか。 （未納金額の記載がない直近の年度の納税証明書を提出）	<input type="checkbox"/>
設備等を設置する拠点の概要が分かる書類について		
9	申請者の詳細（名称や事業内容など）と設置する拠点の住所が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
その他		
10	申請日時時点で創業してから12か月を経過しています。	<input type="checkbox"/>
11	実績報告書には、領収書の添付が必要である旨を確認しました。	<input type="checkbox"/>

小規模事業者設備投資助成金の申請にあたって、次に掲げる全ての事項を確認し、誓約します。

項目	チェック
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。また、必要があるときは申請者の課税状況について、横浜市が官公署に報告を求めることについて承諾します。	<input type="checkbox"/>
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。また、必要があるときは、提出した役員氏名一覧表に基づいて横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団でないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。	<input type="checkbox"/>
今回の設備投資について、横浜市からの交付決定を受けた後に、契約・購入・支払の手続きを行います。（交付決定前に購入をした設備は対象外）	<input type="checkbox"/>
設備導入後、今年度2月26日までに支払いを完了し、実績報告書を提出します。（実績報告書の提出がない場合は対象外）	<input type="checkbox"/>

（申請先）
横浜市長

（申請者） 〳
本社所在地：
事業者名称：
代表者役職名：
代表者氏名：

印
（代表者印）

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に関する申出書

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、下記のとおり売上が10%以上減少しました。

被害状況について 新型コロナウイルス感染症の広がりにより、どのような影響を受けたかを記載ください。	
（ここに被害状況を記載するスペース）	
売上高について	
令和2年__月の1か月の売上高（※1） 令和2年1月から令和2年12月までの間の月を記載ください。	円
前年同月の1か月の売上高	円
売上の減少額	円
売上の減少比率	%

※1. 毎月の締め日が1日から30日でない場合は、選択した月に該当する期（例えば2月の場合は1月20日から2月19日、2月5日から3月4日など）1か月の売上高を記入してください。

入札又は見積りに係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先企業名及び本社所在地

企業名： _____ 所在地： _____ （市内 市外）

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内事業者による見積書	通	市外事業者による見積書	通
-------------	---	-------------	---

4. 市内事業者による入札又は、2者以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内事業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない
	(4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(4)のうち**最も若い番号のものを1つ**選択し、丸印を付けてください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）

--

横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

本社所在地： 〒

事業者名称：

代表者役職名・氏名：

印

＜小規模事業者設備投資助成金 お問合せ先＞

横浜市経済局ものづくり支援課（全ての小規模事業者）

TEL：045-671-3489

FAX：045-664-4867

横浜市経済局商業振興課（小売業、商店街にある小規模事業者）

TEL：045-671-3488

FAX：045-664-9533

E-mail：ke-shokibo@city.yokohama.jp

住所：〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5 階

【5月18日から経済局は新市庁舎へ移転します。移転後は下記住所に送付ください。】

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地 1 0 横浜市役所 31 階

【 URL 】

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/shokibo_setubitoushi.html

